

(手)

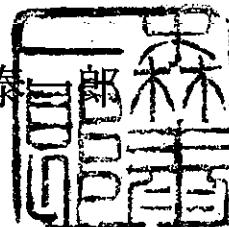
平成22年12月20日

諫早市長 宮本 明雄 様

諫早市入札監視委員会審議報告書・意見書

諫早市入札監視委員会

委員長 森 泰



目 次

1 はじめに	1
2 委員会の委員	1
3 公共工事の契約状況	2
4 審議経過	
(1) 委員会の開催状況	2
(2) 審議案件の件数	
① 契約案件	3
② 指名停止の運用状況	4
(3) 委員会での主要な意見	
① 最低制限価格	4
② 落札率	5
③ 指名停止	5
④ 隨意契約	6
⑤ 辞退及び不参加	6
5 今後の改善に向けて	
(1) 最低制限価格	6
(2) 電子入札の導入	7
(3) 総合評価落札方式	7
6 終わりに	8

1 はじめに

諫早市におかれては、入札における透明性及び公平性の向上を図るため、一般競争入札の対象金額の引下げ、特別簡易型総合評価落札方式の試行や最低制限価格の公表など、工事の入札・契約制度の改善に取り組まれているところである。

諫早市入札監視委員会は、工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の更なる透明性を確保するため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条第1項の規定に基づく、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」第2の1の(2)に定める第三者機関として、平成21年2月に設置されたところであり、5名の学識経験を有する委員によって構成されている。

会議では、建設工事の契約締結の状況や指名停止の運用状況の報告を受けるとともに、委員が抽出した案件や市長から依頼のあった事項について審議を行ったところである。

今般、1期目の節目を迎えるに当たり、平成21年度から平成22年度にかけて審議した事項について、入札及び契約の過程並びに契約内容のより高い透明性の確保とともに、更なる入札制度の改善に資するため、本委員会としての意見等をまとめ、その結果を市長に提言するものである。

2 委員会の委員

本委員会の委員は、大学教授、土木技術の専門家、弁護士、金融の専門家、中小企業診断士の5名で構成し、委員の互選により委員長を選任した。各委員は、次表のとおりである。

	氏名	職業
委員長	森 泰一郎	大学教授
委員長代理	岸川 健	土木技術の専門家
委 員	川口 春利	弁護士
委 員	木村 廣昭	金融の専門家
委 員	相田 雄二郎	中小企業診断士

3 公共工事の契約状況

諫早市の公共工事における契約件数及び契約金額は、平成20年度は457件（うち市内業者417件）、約94億9,100万円（うち市内業者約47億640万円）、平成21年度は509件（うち市内業者468件）、約71億760万円（うち市内業者約60億9,500万円）となっている。契約件数は、平成18年度の約550件をピークに400件から500件程度となっており、契約金額は、諫早市新庁舎建設工事が施工された平成20年度を除き、約71億程度で推移している。入札参加資格「工事」で登録している業者数は、平成18年度の約1,400社（うち市内業者約340社）をピークに、平成22年度は約1,080社（うち市内業者約300社）と減少傾向となっている。

4 審議経過

(1) 委員会の開催状況

年度	開催月	内容
平成20 年 度	平成21年2月 (第1回)	<ul style="list-style-type: none">○辞令交付式○委員会<ul style="list-style-type: none">・議題1:委員長の選出について・議題2:職務代理者の指名について・議題3:諫早市入札監視委員会等について<ul style="list-style-type: none">①諫早市入札監視委員会、②契約制度、③建設工事発注に係る契約方法、④建設工事の契約締結状況
平成21 年 度	平成21年5月 (第1回)	<ul style="list-style-type: none">・議題1:建設工事の契約締結状況について・議題2:指名停止等の運用状況について・議題3:建設工事の執行計画について・議題4:抽出事案の審議について・議題5:工事の最低制限価格、物品の予定価格の公表について
	平成21年11月 (第2回)	<ul style="list-style-type: none">・報告1:建設工事の契約締結状況について・報告2:指名停止の運用状況について・議題1:抽出事案の審議について・議題2:電子入札の導入について

年度	開催月	内容
平成22 年 度	平成22年5月 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告1:建設工事の契約締結状況について ・報告2:指名停止の運用状況について ・議題1:抽出事案の審議について

※なお、本委員会については、非公開とし、議事概要は公開している。

(2) 審議案件の件数

本委員会では、建設工事の契約締結状況と指名停止の運用状況について報告を受けるとともに、契約案件の審議を行った。

審議の対象とした契約案件は、一般競争入札、指名競争入札及び総合評価落札方式並びに随意契約から抽出した。

次にあげる審査件数は、平成20年度から平成21年度までに契約締結を行った案件について、平成21年度第1回から平成22年度第1回までの会議にて審議したものである。

① 契約案件

契約案件の抽出は、平成21年5月開催の平成21年度第1回定例会では、一般競争入札、指名競争入札など様々な契約案件の中から4件を抽出し、それ以降の定例会では、各委員1案件の合計5件を抽出し、3回の会議で合計14案件を審議した。

○審査件数14件（審査対象件数966件）

（内訳）入札方式別

契約方法	審議件数
一般競争入札	3件(うち審査対象件数 27件)
指名競争入札	8件(うち審査対象件数 893件)
総合評価落札方式	2件(うち審査対象件数 6件)
随意契約	1件(うち審査対象件数 40件)

（内訳）工種別

工種	審議件数
土木一式	7件(うち審査対象件数 604件)
建築一式	3件(うち審査対象件数 49件)
その他	4件(うち審査対象件数 313件)

②指名停止の運用状況

諫早市の指名停止の措置件数は、平成20年度は56件、平成21年度は28件となっており、内訳は次のとおりとなっている。

(内訳) 指名停止理由

・安全管理措置の不適切による工事事故	……	4件
・贈賄	……………	6件
・独占禁止法違反行為	……………	46件
・競売入札妨害又は談合	……………	15件
・不正又は不誠実な行為	……………	8件
・その他	……………	5件
合 計		84件

(3) 委員会での主要な意見

① 最低制限価格

最低制限価格については、疎漏工事の防止及び品質確保のため、特に必要があるときは、あらかじめ、予定価格の3分の2を下らない範囲で定めることができることとされている。諫早市においては、経済及び雇用対策の一環として、平成21年3月から当分の間、材料調達のない解体工事を除き、予定価格の90%程度で最低制限価格が設定されている。

この点について、「最低制限価格の引き上げについては、労働者の賃金確保など業者対策としてお願いしたい。」「低価格で請け負った工事については、安全対策が疎かになり、事故が起りがちであるため、最低制限価格を引き上げることにより、ある程度利益の出る金額で請け負ってもらったほうが、安全で品質も確保できるのではないか。」「競争し、できるだけ経費を削り低い金額で入札したが、最低制限価格を下回り失格となってしまった。その企業に問題がなければ請け負ってもらってもいいと思うし、企業の経営努力はどう評価されるのか。入札が単に価格の当て比べになっている。」「最低制限価格を高く保つことは、企業経営の健全性を保つ狙いがあると理解できるが、入札制度の意義や市民の目からすると、本当に適切なのか。単に運がよかつた企業を選ぼうとしているのか、今の時代だからしようがないと考えるが、この制度をそのまま続けていいのかどうか疑問に思

う。」「公共工事の総量は減っているので、建設業者の数も減るのが自然である。できるだけ倒産しないように長引かせるのが本当にいいのかわからない。」といった意見が出された。

② 落札率

落札率については、毎回、建設工事の契約締結状況で、契約方法別、工種別に報告を受けているところである。平均落札率については、平成18年度は88.8%、平成19年度は88.9%、平成20年度は89.1%と80%台で推移していたが、平成21年度は最低制限価格を引き上げたことを一つの要因として、93.1%となっている。また、落札率が100%の案件が、平成18年度は8件、平成19年度は3件、平成20年度は1件、平成21年度は1件となっている。

この点について、「入札結果であるため仕方ない面もあるが、予定価格と入札価格が同額、落札率が100%という工事が数件見受けられる。千円単位までぴったりとなっているものもあるが、予定価格とまったく同金額で入札することはないのではないかと思う。疑問である。」

「あまり金額は大きくない工事が、ぴったりというケースが多いようであるが、入札した業者が自分の判断で積算をして、金額を出しているのか確かめる必要があるし、内訳書の内容を精査する必要があるのではないか。」「一般競争入札と指名競争入札の落札率では、約3%の差が出ている。一般競争入札で実施可能な案件は、一般競争入札で実施した方がよい。」といった意見が出された。

③ 指名停止

指名停止については、毎回、指名停止の運用状況で報告を受けているところである。指名停止件数については、平成18年度は69件、平成19年度は独占禁止法違反による措置件数の増により130件と前年と比較すると倍増し、平成20年度は56件、平成21年度は28件となっている。

この点について、「談合が法律で悪いと決まっているのは理解できるが、今の最低制限価格の決め方で、どこでもできる工事であれば、順番にやっていくというやり方もあるのではないかと思う。」「諫早市土地開発公社発注工事の談合事件について、指名停止の措置が行われているが、起訴されて有罪が確定すると確定記録が閲覧できるようになっている。談合がどういう風に行われているかがつぶさに解るの

で、調査・研究をしたほうがいい。」「諫早市土地開発公社の一連の談合事件で、役員や一般の社員など関わった人で指名停止期間が違っているが、役員でも一般の社員でも、会社の命令でやっていることだから、役職で指名停止期間の差があつていいのかと思う。中心になつて働きかけた者の期間を一番長くしていい。」との意見が出された。

④ 隨意契約

随意契約については、予定価格が130万円を超えない場合に2者以上の者から見積を徴して行う随意契約や、特殊な設備の修繕を行う場合に、特定の施工業者から見積を徴して行う随意契約がある。随意契約の件数については、平成18年度は7件、平成19年度は9件、平成20年度は16件、平成21年度は24件となっている。

この点について、「単独の業者と随意契約を締結する場合に、業者が自社の見積に近い数字で契約しようとするためか、予定価格と契約金額を比べると高止まりになっているようである。設備の修繕工事については、設備の施工業者と契約をすることになるので、よく交渉して契約価格を下げる努力をしてもらいたい。」との意見が出された。

⑤ 辞退及び不参加

指名競争入札については、一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書を提出し、登録された者の中から、手持ち工事量、技術者の数、地域性などが勘案され、業者が指名されている。

この点については、「入札に参加する上で、失格は別として、辞退者や不参加者の多い入札がある。指名する発注者側に問題があるのか、指名された業者側に問題があるのかわからないが、指名されることを望んで市に指名願いを出しているのであるから真剣に応じてもらわないといけない。」との意見が出された。

5 今後の改善に向けて

4 審議経過(3)委員会での主要な意見をまとめる中で、改善の必要があると考えられるものについて、次のとおり本委員会の提言としてまとめる。

(1) 最低制限価格

建設市場の縮小が続く中、建設企業の経営環境が厳しさを増しており、建設企業の倒産などが発生している。諫早市においては、経済及び雇用対策の一環として、予定価格の90%程度で最低制限価格が設定さ

れている。

この点については、労働者の賃金確保や安全対策として、趣旨は理解できるものである。

しかしながら、入札制度の意義や税金を支払っている市民感情を考慮すると、最低制限価格を引き下げるについて検討すべきである。

(2) 電子入札の導入

電子入札の導入については、平成21年度第2回の本委員会で審議を行い、大方の方向として導入を進めるという結論を出したところである。

現状において、入札に参加する建設業者にとっては、入札や閲覧に伴う移動経費や移動時間が多大な負担となっていると思われる。また、諫早市にとっては、縦覧図書の配付や入札に係る経費、事務時間が負担となっていると考える。

電子入札の導入により、様々な負担の軽減や業者同士が顔をあわせないということから、入札適正化の効果もあると考えているところである。

諫早市においては、平成22年度中に電子入札の導入及び試行を行い、平成23年度からAランクを対象として、本格的に実施することとなっているが、長崎県においては、電子入札の適用範囲が拡大されることがあるため、諫早市においても、建設業者のパソコンやインターネット環境の整い状況を確認しながら、拡大を図るべきであると考えるところである。

(3) 総合評価落札方式

総合評価落札方式については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、特別簡易型で試行的に実施されているところである。評価するための項目については、工事の経験や技術的能力の外に、ボランティア活動などの地域貢献度が評価項目として設定されている。

総合評価の実施件数については、平成20年度が2件、平成21年度が4件となっている。

平成21年度に鋤崎住宅建築主体工事がほぼ同規模のA棟及びB棟の2件に分割され、同じ日に30分の時間をおき総合評価落札方式により入札が実施されている。ここで問題となるのが、総合評価落札方式の入札においては、諫早市建設工事総合評価落札方式試行要領第9条に基づ

き、開札後に入札会場において予定価格と最低入札価格が公表されることとなっている点である。

このため、A棟の入札後、予定価格と最低入札価格が公表されたため、その後に実施された同規模のB棟の入札において、予定価格が類推されるという結果が生じたところである。

今後、このような結果が起こらないようするためには、同規模の案件の入札を同じ日に総合評価落札方式で実施しない配慮や、万一、同じ日に実施しないといけないような場合については、開札後に入札会場において予定価格と最低入札価格を公表しないような手立てを設けるべきであると考えるところである。

6 終わりに

本委員会としては、以上のように諫早市の入札、契約手続等の在り方について審議を行った結果、おおむね適正な入札が執行されており、諫早市市の入札における透明性及び公平性を図る姿勢に、一定の評価をしているところである。

今後は、電子入札の導入・拡大などにより、更なる透明性及び公正性の確保を図られるよう望むものである。

入札制度は、市民が納得できる適正な方法により、安価で品質の高いものを調達することにあり、そのことにより、市民への説明責任を果たすものである。

諫早市職員は以上のことをしてしっかりと認識し、これからも適正な入札、契約事務に心がけ、第三者の代表である本委員会での意見を適切に反映することにより、更なる入札及び契約手続の改善が図られるよう期待する。

最後に、今後とも諫早市が透明性の高い、公正で適正な入札及び契約事務に取り組み、適正価格での契約を推進するとともに、契約後においては監督、検査体制を強化し、適正な施工体制の確保を図り、品質や安全性の維持向上を図られるよう望むものである。